（指定の解除に伴う措置）

第十七条　［１・２　略］

３　第九条第二項の規定は、前項の通知を書面により行う場合について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第十条第一項イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

４　法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、特定秘密管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十三号の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（第二項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第十条第二項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（交付の方法）

第二十九条　特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十三条、第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。

［２・３　略］

別記様式第15号（第29条関係）

特定秘密文書等受領書

登録番号	
件　　名	
交付機関名	
交　付　者	

上記の□文書□物件を受領しました（該当する□に印を付ける。）。

年　月　日

受領機関名	
受領者氏名	［　］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（指定の解除に伴う措置）

第十七条　［１・２　同上］

３　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第九条第二項中「当該特定秘密である情報を取り扱う者」とあるのは「令第十条第一項イ及びロに掲げる者」と読み替えるものとする。

４　法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、特定秘密管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した別記様式第十三号の書面（電磁的記録を含む。）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。第十条第二項の規定は、この場合に準用する。

（交付の方法）

第二十九条　特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第三十三条、第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。）から記名押印を得るなど交付の記録を残すものとする。

［２・３　同上］

別記様式第15号（第29条関係）

特定秘密文書等受領書

登録番号	
件　　名	
交付機関名	
交　付　者	

上記の□文書□物件を受領しました（該当する□に印をつける。）。

年　月　日

受領機関名	
受領者氏名	印

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。